

2都市政土第1100号
令和3年3月18日

飲食店等の有効空地の活用に関する取扱いの延長について（その2）

国土交通省は、新型コロナウイルス感染症の状況、特例通知による措置の活用状況等に鑑み、令和3年3月12日付け国道利第35号により、「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて」を改正し、令和3年9月30日まで占用の期間を延長することとした。

こうした状況を鑑み、令和2年6月19日付け2都市政土第186号により通知した「飲食店等の有効空地の活用について」、「再開発等促進区を定める地区計画で設置した有効空地の活用の取扱方針（その2）」及び「特定街区で設置した有効空地の活用の取扱方針（その2）」の取扱期間を、令和3年9月30日まで延長する。

なお、「飲食店等の有効空地の活用に関する取扱いの延長について」（令和2年11月24日付け2都市政土第710号）は廃止する。

また、飲食店等の公開空地等の活用に当たっては、感染拡大防止ガイドラインの遵守とともに、今後の飲食店への営業時間の短縮要請等に基づきご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。